



もりもり通信



八王子市議会議員

森ヨシヒコ市政報告

(このレポートは市政・地域情報として、地域の方にも配布しています。)

(森ヨシヒコ後援会報)

No.19

つくろう 市民自治の豊かな社会



はじめに

6月の第2回定例会の直後に都議会議員選挙、参議院議員選挙、そして9月の決算議会と、夏の嵐が過ぎ去り、あっという間に冬です。国政の情勢は急転直下、自民党的総裁選挙が2年も前倒しになったことをきっかけに、26年間続いた自民党・公明党の協力関係が解消し、自民党と維新の会が協力関係を結びました。この間、企業利益を重視し公正な労使配分を行わなかったこと、社会のセーフティネットを削減して競争と自己責任を若者に押し付ける政治が行われたことで格差は拡大・固定化し、将来を支える人への投資もままならない社会になってしまいました。高市内閣は安倍内閣の承継者を自負し同じ過ちを繰り返そうとしています。とりわけ、米中関係が悪化するなか、教育や福祉の予算もままならないのに防衛予算を上積みし、外交不安を理由にスパイ防止法制定や憲法改悪など、平和や人権を大きく後退させる政策を進めようとする動きは看過することができません。時代や洋の東西を問わず、戦争を始めるのは為政者、巻き込まれるのは市民です。幾多の反省の末に生まれた憲法を護り生かす運動を今後も取り組んでまいります。



第123回NOWAR!
八王子アクションにて

八王子市議会 第三回定例会(9/2~10/8)

財政は堅調ながら、将来不安が拭えぬ経済情勢

9月議会には市長側から決算認定を含む35議案、議員提出議案も1件提出され、審議を行いました。決算審査は決算審査等特別委員会において集中審議され、施策の成果や次年度の事業に向けた提言などが行われま

す。2024年度予算は新市長の就任に伴い、当初骨格予算として編成され、その後6度の補正を行いました。決算において、一般会計の歳入は2.1%増の2415億円、歳出は3.7%増の2363億円、形式収支額は51億円、翌年度への繰り越し分を除いた実質収支額は41.5億円の黒字決算となりました。市税の現年度収入率は過去最高となる99.9%で最終予算額を上回る931億円を確保したほか、基金残高も前年度に比べて約48億円増の528億円の残高を確保し、全会計の市債残高も1730億円に圧縮しました。八王子市の財政規模は年々拡大しており、額面上の財政状況は良く見えますが、税収や地方交付税が増大している原因是インフレです。自治体が行政サービスを提供するための経費も増大していますので、収入増がサービス充実に直結しませんし、剩余金を基金に積み立てても、物価上昇がつづけば実質的な資産価値は目減りします。決算認定にあたり森ヨシヒコは、財政改善の効果を人財育成など、将来を支える資産に生かすよう意見しました。発言の全文は、八王子市議会のインターネット会議録(11月下旬にアップロード予定)や録画(QRコード)で見ることができます。

一般質問 ①公共施設整備の今後

高度経済成長期、人口増加に伴う行政ニーズに対応するため公共施設の建設も急増しました。特に小中学校の建設は急務で、健全安心な学び場、居場所として児童館や公園(当時は道路が子どもの遊び場で交通事故が大きな社会問題でした)の整備も進められました。しかし人口減少時代の到来と同時に公共施設は一斉に更新期を迎え、全国の自治体で「コンパクトなまち」「公共施設のたたみ方」が議論されています。八王子の人口減少は比較的ゆるやかと思われますが、高齢者が暮らしやすいよう、施設や移動を考えなければなりませんし、例えば子育て関



係では児童館が整備された時期以降に開発された地域に児童館がないままなど、施設偏在の課題もあります。市は今後30年間で整備する施設の数やコストを見込みましたが(公共施設等総合管理計画)、計画期間の1/4が過ぎたことを受けて、現状と課題を質問しました。学校施設についてはほぼ計画どおりの進捗ですが、学校以外の一般施設の実施率は当初見込みの75%となっており、「事業の見直し」や「あり方検討」により、施設を今後どのように活用していくかの議論を進めているところもある、ということでした。学校に学校以外の機能を複合化する場合は、学連協を中心とした検討会において多世代交流や保幼小連携など、子ども施策や教育的効果を確認しながら合意形成を図ります。学校以外の一般施設を統合・複合化する検討は市長部局が行いますが、検討の基礎となるのは事業所管によるニーズ把握と将来ビジョンであることに変わりはありませんので、地域からしっかりと声を挙げていくことが重要です。



一般質問 ②共同親権施行に向けて

民法改正により来年4月から離婚後共同親権制度が施行されます。新制度が始まった場合、夫婦離婚時に親権を単独・共同どちらにするかは当事者の協議で決まります。協議が整わないときは現行制度と同様、子どもの利益を考慮の上、裁判所が親権者を決定します。共同親権では、子どもの身の回りのことや財産の管理などを、父母間で話し合い決定することができますが、「監護」「教育に関する日常の行為」については単独での親権行使が可能です。父母の一方が親権を行使できないとき、子どもの利益のため急迫の事情があるとき、その他家庭裁判所が認めたときも単独親権行使が可能とされていますが、「日常の行為」や「急迫の事情」とはどこからどこまでか(例: 受験、不登校対応、医療行為、留学、アルバイト、人付き合いなどなど)、法改正の段階から議論が尽きません。共同親権に父母双方の納得がある場合には表面化しにくいですが、共同親権の適否を裁判で争って認定された場合

に、子どもとともに暮らす親(同居親)の行動や判断に対し、子どもと離れて暮らす親(別居親)が都度意見をし、双方が意見を譲らない状況になれば、子どもの権利と利益がきちんと守られるのかは大いに疑問です。DVや児童虐待、それに準ずる支配関係が家庭内にあり、裁判所がそれを見抜けずに共同親権を認めたような場合、問題は特に深刻なものとなります。また共同親権が認定された後に関係性が変化することもあります。子どもの利益だけではなく、DV被害者の人権擁護の観点からも、現在の共同親権の運用にはリスクが潜んでいます。

一般質問では共同親権制度の開始によって、行政窓口や学校・保育園などの対応がどのように変わらるべきか、基本的な考え方や法務省のマニュアルについて議論しました。市側の答弁は、DVや虐待のおそれがあると認められる場合は、共同親権であったとしても、単独親権が行使できる状況に準じて取り扱っていく。子どもの利益と安全を第一に考えながら対応していく、このための研修や対応の検討を進めていくとのことでした。(共同親権に関する法務省の資料→)



写真で振り返る最近の活動



2年に一度の八王子芸術祭(今回は中野・石川地区を中心に開催)



檜原給食センターまつり



公共交通利用促進街頭宣伝

ニュースに対するご意見や感想、市政相談は下記まで気軽に寄せください。後援会の加入、ポスター掲示の御協力、ポスティングなどのボランティアをしてくださる方もお待ちしています。

発行・問合せ先:森ヨシヒコ後援会

〒193-0804 東京都八王子市清川町 19-10

Tel: 070-5580-6844 / Fax: 042-698-5013

ホームページでの発信も行っています。(右 QR コード)

E-mail:info@moriyoshihiko.net

WEB:<https://www.moriyoshihikohachioji.com/>

